

○ 有価証券の取引等の規制に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十九号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した号を加える。

改正後	改正前
<p>（適用除外有価証券等） 第二十五条 「略」</p> <p>2 令第二十七条第二号イに規定する不動産その他の内閣府令で定める資産は、<u>非上場株券等資産（次に掲げるものをいう。）</u>又は投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成十二年総理府令第二百二十九号）<u>第二百五条第一号へに規定する不動産等資産をいう。</u></p> <p>一 株券若しくは法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券で株券の性質を有するものであつて金融商品取引所若しくは外国金融商品市場に上場されているもの又は店頭売買有価証券に該当する株券（次号において「上場株券」という。）を発行する者以外の者の発行する株券等（株券、新株予約権証券若しくは新株予約権付社債券又は同項第十七号に掲げる有価証券で株券、新株予約権証券若しくは新株予約権付社債券の性質を有するものをいう。次号において同じ。）</p> <p>二 前号の株券等を取得した後にその株券等を発行する者の発行する株券又は法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券で株券の性質を有するものが上場株券に該当することとなった場合において</p>	<p>（適用除外有価証券等） 第二十五条 「同上」</p> <p>2 令第二十七条第二号イに規定する不動産その他の内閣府令で定める資産は、<u>投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成十二年総理府令第二百二十九号）第二百五条第一号へに規定する不動産等資産をいう。</u></p> <p>「号を加える。」</p>
<p>「号を加える。」</p>	

、引き続き保有する当該株券等（当該株券等が新株予約権証券若しくは新株予約権付社債券又は同号に掲げる有価証券で新株予約権証券若しくは新株予約権付社債券の性質を有するものである場合にあっては、これらの有価証券に係る新株予約権又は外国の者に対する権利で新株予約権の性質を有するものを行使することにより取得する上場株券を含む。）

三 投資信託（投資信託及び投資法人に関する法律第二第三条第三項に規定する投資信託をいう。次号において同じ。）若しくは外国投資信託（同条第二十四項に規定する外国投資信託をいう。次号において同じ。）（信託財産の総額の百分の五十を超える額を前二号に掲げるものに対する投資として運用することを目的とするものに限る。）の受益証券、投資証券若しくは外国投資証券で投資証券に類する証券のうち資産の総額の百分の五十を超える額を前二号に掲げるものに対する投資として運用することを目的とする投資法人（同条第十二項に規定する投資法人をいう。以下同じ。）若しくは外国投資法人（同条第二十五項に規定する外国投資法人をいう。次号において同じ。）の発行するもの又は法第二条第二項第五号若しくは第六号に掲げる権利のうち当該権利を有する者が出資又は拠出した金銭その他の財産の価額の合計額の百分の五十を超える額を充てて前二号に掲げるものに対する投資を行う出資対象事業（同項第五号に規定する出資対象事業をいう。次号において同じ。）に係るもの

四 投資信託若しくは外国投資信託（信託財産の総額の百分の五十

「号を加える。」

「号を加える。」

を超える額を前三号に掲げるものに対する投資として運用することを目的とするものに限る。)の受益証券、投資証券若しくは外国投資証券で投資証券に類する証券のうち資産の総額の百分の五十を超える額を前三号に掲げるものに対する投資として運用することを目的とする投資法人若しくは外国投資法人の発行するもの又は法第二条第二項第五号若しくは第六号に掲げる権利のうち当該権利を有する者が出資又は拠出した金銭その他の財産の価額の合計額の百分の五十を超える額を充てて前三号に掲げるものに対する投資を行う出資対象事業に係るもの

3 令第二十七条第二号ロに規定する投資法人として内閣府令で定めるものは、最近営業期間（投資信託及び投資法人に関する法律第二百二十九条第二項に規定する営業期間をいう。以下同じ。）の決算（当該決算が公表がされた（法第六十六条第四項に規定する公表がされたをいう。以下この項において同じ。）ものでない場合は、最近営業期間の前営業期間の決算）又は公表がされた情報（最近営業期間がない場合又は最近営業期間の決算が公表されたものでない場合であつて最近営業期間の前営業期間がない場合に限る。）において投資法人の資産の総額のうち占める前項に規定する非上場株券等資産又は不動産等資産の価額の合計額の割合が百分の五十を超える投資法人とする。

3 令第二十七条第二号ロに規定する投資法人として内閣府令で定めるものは、最近営業期間（投資信託及び投資法人に関する法律第二百二十九条第二項に規定する営業期間をいう。以下同じ。）の決算（当該決算が公表がされた（法第六十六条第四項に規定する公表がされたをいう。以下この項において同じ。）ものでない場合は、最近営業期間の前営業期間の決算）又は公表がされた情報（最近営業期間がない場合又は最近営業期間の決算が公表されたものでない場合であつて最近営業期間の前営業期間がない場合に限る。）において投資法人（投資信託及び投資法人に関する法律第十二項に規定する投資法人をいう。以下同じ。）の資産の総額のうち占める前項に規定する不動産等資産の価額の合計額の割合が百分の五十を超える投資法人とする。

備考 表中の「」の記載は注記である。

